



9. 呼び値の単位 (ティック) 2行目	※ユーロ/米ドル、 <u>英ポンド/米ドル</u> の場合は、1通貨単位あたり0.0001米ドル。	※ユーロ/米ドルの場合は、1通貨単位あたり0.0001米ドル。	
12. 注文の種類 逆指値 (ストップ注文) 欄 () 内	・・・(5銭相当額、ユーロ/米ドル、 <u>英ポンド/米ドル</u> の場合は、0.0005米ドル相当額) がございます。	・・・(5銭相当額、ユーロ/米ドルの場合は、0.0005米ドル相当額) がございます。	
18. 手数料	※ <u>なお、南アフリカランド/円の取引については、最低取引数が10,000通貨単位からとなるため、取引手数料はかかりません。</u> (「8. 取引単位」参照)	(新規追加)	
22. 証拠金等の出金 【外貨】 3行目以降	但し、通貨によって翌々営業日が該当する外国通貨の母国市場の休業日にあたる場合、スポット応答日が異なるため、出金日が異なる場合がございます。このとき出金日は日本、当該外国通貨の母国市場に共通する営業日が出金日となり得ます。外貨送金手数料につきましては、弊社の所定の送金手数料をお支払い頂くことがあります。	但し、通貨によって翌々営業日が該当する外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合、スポット応答日が異なるため、出金日が異なる場合がございます。このとき出金日は日本、当該外国通貨の母国市場又は米国市場に共通する営業日が出金日となり得ます。 <u>応答日カレンダー</u> および取引画面内の表示でご確認ください。外貨送金手数料につきましては、弊社の所定の送金手数料をお支払い頂くことがあります。	
24. レバレッジ 7行目以降	<u>そのため、レバレッジ10倍コースであっても、レバレッジの倍率が正確に「10倍」となるわけではございません。各レバレッジコース及び各通貨ペア毎の取引証拠金額については、下記の表をご確認ください。</u>	(新規追加)	
24. レバレッジ (表部分)	* 英ポンド/米ドル、南アフリカランド/円の取引証拠金額について、各レバレッジコース毎の表に追加しておりますので、ご確認ください。(表については省略)	* (表については省略)	
24. レバレッジ	(注1) 上記の表は、例えば、米ドル/円の通貨ペアであれば、	(注) 上記の表は、例えば、米ドル/円の通貨ペアであれば、	

<p>(注意書き部分)</p>	<p>100,000 円の取引証拠金を預託することにより、<u>最大1万ドル</u>に相当する取引が可能であることを意味します。以下の表の読み方も同様です。</p> <p><u>(注2)南アフリカランド/円については、10万通貨単位あたりの取引証拠金を表示しておりますので、ご注意ください。</u></p>	<p>100,000 円の取引証拠金を預託することにより、1万ドルに相当する取引が可能であることを意味します。以下の表の読み方も同様です。</p>	
<p>27. ユーロ/ドルの取引について</p>	<p><b>27. ユーロ/米ドル及び英ポンド/米ドルの取引について</b></p> <p>ユーロ/米ドル及び英ポンド/米ドルの売買損益については、ポジション（建玉）の決済時に<u>米ドル/円の実勢レート</u>により円換算の上、外貨 ex 円勘定口座に反映致します。この時、ユーロ/<u>米ドル及び英ポンド/米ドル</u>の売買損益は外貨勘定に反映されませんので、ご注意ください。</p> <p>また、ユーロ/米ドル及び英ポンド/米ドルのお取引から発生するスワップポイントは円貨で表示されます。(スワップポイントの受取又は支払については、19. スワップポイントをご参照下さい)</p>	<p><b>27. ユーロ/ドルの取引について</b></p> <p>ユーロ/<u>ドル</u>の売買損益については、ポジション（建玉）の決済時にドル/円の実勢レートにより円換算の上、外貨 ex 円勘定口座に反映致します。この時、ユーロ/<u>ドル</u>の売買損益は外貨勘定に反映されませんので、ご注意ください。</p> <p>また、ユーロ/<u>ドル</u>のお取引から発生するスワップポイントは円貨で表示されます。(スワップポイントの受取又は支払については、19. スワップポイントをご参照下さい)</p>	
<p>29. ロスカットルール 3行目～4行目</p>	<p>・・・弊社の所定の方法により、強制的にお客様の保有するポジション(建玉)の全部を反対売買して決済する制度です。<u>このとき(証拠金)維持率は下記の計算式により計算されます。</u></p> $\text{(証拠金)維持率} = \frac{\text{有効証拠金}}{\text{取引証拠金}}$ $\text{有効証拠金} = \text{預り資産合計} - \text{取引評価損}$ <p><u>(23. 証拠金等に関する用語)をご参照下さい。</u></p> <p>弊社は、原則として、(証拠金)維持率が適正の場合(50%以上)は<u>10～30分毎</u>にお客様の証拠金の状況等を確認いた</p>	<p>・・・弊社の所定の方法により、強制的にお客様の保有するポジション(建玉)の全部を反対売買して決済する制度です。</p> <p>弊社は、原則として、(証拠金)維持率が適正の場合(50%以上)は<u>30分毎</u>にお客様の証拠金の状況等を確認いたします。かかる確認において、・・・</p>	

	します。かかる確認において、・・・		
31. 現受け・現渡し注文について 1～2行目	現受け・現渡し注文においては売付（買付）総約定代金に手数料その他の諸経費等を控除（加算）した金額を外貨 ex 口座において授受することをいいます。	現受け・現渡し注文においては売付（買付）総約定代金に手数料その他の諸経費等を控除（加算）した金額に <u>スワップポイントを加減した金額</u> を外貨 ex 口座において授受することをいいます。	
31. 現受け・現渡し注文について 7行目以降	現渡し注文の場合、前もって外貨の売りポジション（売建玉）を保有しており、当該外貨額が預託されていて、 <u>その他決済に必要な金額（円貨）</u> が預託されている必要があります。 ※ 携帯端末ではご利用頂けませんのでご了承下さい。 ※ <u>南アフリカランドについては現受け・現渡し注文を受け付けておりませんので、ご了承下さい。</u>	現渡し注文の場合、前もって外貨の売りポジション（売建玉）を保有しており、当該外貨額が預託されていて、かつ取引手数料及び、スワップポイント分に相当する円貨が預託されている必要があります。 ※ 携帯端末ではご利用頂けませんのでご了承下さい。	
<b>外国為替証拠金取引の 手続きについて</b> (1) 手続きの開始 b	外国為替証拠金取引口座の設定 外国為替証拠金取引の開始にあたっては、 <u>原則として弊社 Web サイト上より外国為替証拠金取引口座開設フォームに必要事項を入力頂き、外国為替証拠金取引口座を設定して頂きます。</u> その際、弊社の指定する本人確認書類のご提示を頂きます。	外国為替証拠金取引口座の設定 外国為替証拠金取引の開始にあたっては、 <u>予め弊社に外国為替証拠金取引申込書、外貨 ex 口座開設リスク確認書を提出し、外国為替証拠金取引口座を設定して頂きます。</u> その際、弊社の指定する本人確認書類のご提示を頂きます。	
(2) 注文の指示 d	価格（指値、リアルタイム等）（指値には、弊社が提示するオファー価格又はビット価格に応じる場合を含みます。）	価格（指値又は成行き）（指値には、弊社が提示するオファー価格又はビット価格に応じる場合を含みます。）	
(5) 手数料 () 内	（弊社が取り扱う外国為替証拠金取引において、一部を除き <u>通貨を売買の対象とし、受渡決済を取り扱うものについては、取引手数料に消費税は課税されません。</u> ）	（弊社が取り扱う外国為替証拠金取引は、 <u>通貨を売買の対象とし、受渡決済を取り扱いますので、取引手数料に消費税は課税されません。</u> ）	
(6) 取引残高、建玉、	弊社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求が	弊社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求	

証拠金等の報告	あった場合は取引成立の都度、お客様からの請求がない場合は1ヶ月ごと（法令では四半期ごと。但し、取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。）に・・・	があった場合は取引成立の都度、お客様からの請求がない場合は四半期ごと（取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。）に	
弊社の概要について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業</u> (インターネットを介した店頭による外国為替証拠金取引業)</li> <li>・ <u>システム保守・管理及び運営に関するアドバイス</u></li> </ul>	<u>外国為替証拠金取引</u> <u>システム保守・管理及び運営に関するアドバイス</u>	
外国為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語	* 適宜、加除修正しておりますのでご確認下さい。 (省 略)	(省 略)	